

## 『「5 単位」・「2 単位」 現地開催』 新規認定申請

臨床栄養に関する全国学会・地方会・研究会にあっては下記の条件を満たした場合、認定・資格制度委員会の審査を経たのち認定できるものとする。

### 【条件】

---

- 1) 臨床栄養に関する全国学会・地方会・研究会であること
- 2) 2 年以上継続して定期的に学術集会在開催されていること
- 3) 抄録原稿がデータ化されていること
- 4) 会則が添付されていること
- 5) 事務機構があること(事務局組織、規約があること)
- 6) 代表世話人、世話人が明示されていること
- 7) 特別演題と一般演題があること
- 8) 多職種が参加していること
- 9) 参加者の施設数が 10 施設以上であること
- 10) 参加者の人数が 50 名以上であること
- 11) 開催時間が概ね 3 時間以上であること
- 12) 主催がメーカー単独ではないこと(共催は可)

●現在、定期刊行物への抄録集掲載の無い研究会等に関する J-STAGE への掲載について  
……過去 2 年間に遡り抄録を掲載する、一度掲載された研究会は、その後も毎年掲載する

### 【申請方法】

---

「学会の認める全国学会・地方会・研究会に関する認定申請」は、例年 10 月から 11 月初旬にかけて受付しております。

申請を希望する全国学会・地方会・研究会は、下記申請書をダウンロードし、提出書類を同封の上、申請すること。その年の申請期間につきましては、時期になりましたらホームページにてご確認ください。

[「日本栄養治療学会 学会の認める全国学会・地方会・研究会」新規認定申請書\(PDF\)](#)

[「日本栄養治療学会 学会の認める全国学会・地方会・研究会」新規認定申請書\(WORD\)](#)

- 1) 定期刊行物に掲載された最近2年間の抄録のコピーを認定・資格制度委員会へ提出する。
  - 2) 定期刊行物に抄録が掲載されていない場合は、最近2年間の抄録を認定・資格制度委員会へ提出する。
- 審査後、研究会としての条件が満たされていれば抄録を掲載し、1)と同等とする。

書類送付先：一般社団法人 日本栄養治療学会 認定・資格制度委員会

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 4-3 喜助日本橋室町ビル 4 階

※申請書類は「学会の認める全国学会・地方会・研究会申請書 在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法で送付してください。

## 【認定】

---

- 1) 認定・資格制度委員会は審査結果を理事会と社員総会に報告する。
- 2) 理事会と社員総会で承認された後、認定全国学会・地方会・研究会として公示する。

## 【認定スケジュール】

---

(X-2)年度と(X-1)年度の定期刊行物に掲載された抄録コピーをX年度に提出した全国学会・地方会・研究会は、理事会の審議を経て、(X+1)年度の2月に開催される定時社員総会にて認可の可否を決定する。認定された全国学会・地方会・研究会は、(X+1)年度の当該社員総会以降に開催された学術集会の参加証をもって2単位取得できる。

<例：2021年度の場合>

2019年度と2020年度の定期刊行物に掲載された抄録コピーを2021年度に提出した全国学会・地方会・研究会は、2022年度の定時社員総会にて認定の可否を決定する。認定された全国学会・地方会・研究会は、令和4年度定時社員総会以降に開催される学術集会の参加をもって2単位取得できる。

以上